



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動火災保険株式会社

MILLEA GROUP

東京海上日動 マリンニュース

NO. 166

2006年2月1日

海上業務部 コマーシャル損害部

“シージャック防止条約”（SUA条約）を改正する議定書の採択について

要旨

“シージャック防止条約”の内容を強化するための改正条約案については、IMO(国際海事機関：本部 ロンドン)にて、2002年から審議されてきました。

その後、昨年(2005年)10月に、IMOが主催した外交会議で、新しい議定書が採択されました。この新しい議定書の特徴は、**対象とする犯罪に広範な種類のテロ行為が加わったこと、および公海上での臨検が可能になったこと**です。

(注)“シージャック防止条約”の経緯と議定書の案文の詳細につきましては、マリンニュース第161号(2005年7月21日付)をご参照下さい。

1. 新議定書の採択

“シージャック防止条約”は1988年にローマで成立したもので、正式名称は「海上航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」(Convention for the suppression of unlawful acts against the safety of maritime navigation)といい、一般には、その頭文字をとって、SUA条約と呼ばれています(わが国も加盟済)。

IMOでは2002年から、アメリカが中心となって、改正案が審議されてきましたが、今般、2005年10月10日から14日までロンドンの本部で開催した外交会議にて、この条約を改正する2005年議定書が採択されました。

2. 新議定書の特徴

新議定書の特徴としては、下記の2点が挙げられます。

(1) 対象とする犯罪に広範な種類のテロ行為が加わったこと。

これまでは、主に船舶のハイジャックや船上での犯罪など、暴力などの威嚇手段によって、船舶を奪取し、または管理する行為や、船舶内の人に対する暴力行為などが対象となっていました。

これに加え、新たに主として下記の①から③の行為を犯罪とすることとしました。

① 住民を脅迫し、または政府、国際機関に対して(何らかの行為を行うこと、または行わないことを)強要するために行う次の行為

- ・爆発性物質/放射性物質/禁止兵器を、船舶に対してもしくは船上で使用し、または船舶から排出すること(死亡、重傷、大損害を起こすような場合に限る)。

(注)「禁止兵器」とは、いわゆる BCN 兵器(生物兵器(Biological Weapon)、化学兵器(Chemical Weapon)、核兵器(Nuclear Weapon))をいいます。



- ・船上から油、液化天然ガスもしくはその他有害危険物質を排出すること（死亡、重傷、大損害を起こすような場合に限る）。
- ・死亡、重傷、大損害を起こすような方法で、船舶を使用すること。

②テロ行為に使用されることを知りながら、船舶によって爆発性物質/放射性物質/禁止兵器などを輸送すること

③本条約で対象とする犯罪を行った者を輸送すること

(2) 公海上での船舶への臨検ができるようになったこと

加盟国は、上記の対象犯罪を行っているに疑うに足る合理的理由がある船舶については、その船舶の旗国の許可を得て、当該船舶を臨検することが可能になりました。

(注)ただし、当該船舶の旗国が、本議定書の批准の際に（もしくは批准後に）、「臨検を要望する国の照会から 4 時間以内に回答しなければ、自動的に臨検を承諾する」という条件を受け入れることを IMO の事務局に通知していた場合には、旗国の承諾がなくとも他国は臨検ができることになっています。

具体的には、当該船舶を停止させ、これに乗船して、船舶、積荷、乗組員を搜索し、乗組員に対して質問をすることができます。拘留された船舶、貨物その他の物品に対して管轄権を執行する権利は旗国が有します。

3. 発効の要件

本議定書は、本年 2 月 14 日以降、12 カ国が批准してから 90 日後に発効することになっています。

わが国は、早期批准に向けて準備を進める予定としています。

以上